二　毎分千二百五十リットル以上の水を放出し、かつ、保護区域の面積一平方メートルにつき毎分二リットル以上の均一な放水ができるものであること。

三　当該固定式放水モニターから保護区域内の最遠端までの距離が、管海官庁が指示する条件の下に当該固定式放水モニターからの放水が到達する最大距離の四分の三に相当する距離以下であること。

四　火災が発生した場合に、保護区域のいずれの部分にも放水が到達することができるようにするために、保護区域外の安全な場所に設置されるものであること。

五　保護区域に最大積載台数の自動車を積載した場合において、管海官庁の定めるところにより、水流が妨げられることなく、保護区域に放水することができるものであること。

六　速やかに使用可能なものであって、管海官庁が指示する水準以上の給水能力を維持することができるものであること。

七　前各号に掲げるもののほか、管海官庁が適当と認める措置を講じたものであること。

（小型船舶の基準を定める告示の一部改正）

第四条　小型船舶の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小型船舶用液体消火器） **第二条**　小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）に係る規則第六十五条の告示で定める要件は、次のとおりとする。 一～五　（略）	（小型船舶用液体消火器） **第二条**　小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）に係る規則第六十五条の告示で定める要件は、次のとおりとする。 一～五　（略）
六　消火剤は、人体に有害なガスを発生しないものであり、かつ、ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩を含まないものであること。 七～十二　（略） ２　（略）	六　消火剤は、人体に有害なガスを発生しないものであること。 七～十二　（略） ２　（略）

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）

第五条　船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（隔壁及び甲板） **第五条**　規則第十条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。 一～七　（略） （開口） **第五条の二**　規則第十条の二（規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の告示で定める要件は、サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置（閉鎖時において、鋼と同等の防火性能を有するものに限る。）により開閉することができるものであることとする。 （多層甲板公室の保護） **第五条の三**　（略） （階段及び昇降機の保護） **第六条**　（略） ２　規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、第五条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。	（隔壁及び甲板） **第五条**　規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設） （多層甲板公室の保護） **第五条の二**　（略） （階段及び昇降機の保護） **第六条**　（略） ２　規則第十二条第四項の告示で定める仕切りとは、前条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。